

シルバー年金あんしん(介護割増年金付終身年金保険)

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

- ・ 年金受取開始の時から、生涯、年金を受け取れますので、老後の生活資金として役立ちます。
- ・ 被保険者が特定要介護状態になりその状態が180日継続したとき(その状態が180日継続したときが年金の支払発生日前である場合にあっては、その状態が年金の支払事由発生日まで継続している場合に限り)は、その継続した日からその状態が継続している限り、介護割増年金をお支払いいたします。
- ・ 年金の支払を開始する年齢が、55歳、60歳、65歳、70歳となっています。
- ・ 保証期間付ですから、保証期間内に、被保険者が万一亡くなられた場合は、年金継続受取人(保険契約者)が引き続き年金をお受け取りになれます(介護割増年金は含まれません。)。保証期間は次のとおりです。

55歳、60歳、65歳支払開始……………15年間

70歳支払開始……………10年間

保険種類と加入年齢

保険種類	年金支払開始年齢	加入年齢
保証期間付	55歳	25～52歳
介護割増年金付	60歳	30～57歳
終身年金保険	65歳	35～62歳
(保険料分割払)	70歳	40～65歳

保険料の払込期間中に被保険者(年金受取人)がお亡くなりになられたとき、ご契約を解除又は失効されたときは、還付金をお支払いします。

なお、ご加入後短期間の場合は、還付金をお支払いできない場合があります。

- ・ 被保険者が保険料払込期間中に特定要介護状態になりその状態が180日継続したときは、その特定要介護状態になった日以後の保険料のうち、介護割増年金部分の保険料の払込みが不要となります。
- ・ 災害特約及び介護特約を付加することはできませんでした。

注意事項

- ・ 毎年お支払いする基本年金額は、契約時に決まりますが、積増年金は払い込んだ保険料の運用利回りによって変わります。
- ・ 年金支払開始年齢に達するまでに被保険者が亡くなられた場合は、年金のお支払いはいたしません。その場合は、還付金及び契約者配当金があれば一緒にお支払いいたします。
- ・ 年金支払事由発生後は、ご契約の解除はできませんが、年金の繰上支払の請求のあった日から保証期間が満了する日までの期間分の年金を繰り上げて、一括してお受け取りにすることができます。
- ・ 物価スライド制の年金ではありません。
- ・ 契約の申込みに際しては被保険者の同意が必要でした。また、被保険者は郵便局職員の面接を受け、申込書の質問事項について、健康状態を告知しなければなりませんでした。
- ・ 保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者が特定要介護状態になられたときは、その状態が180日以上継続した場合であっても、介護割増年金はお支払いしません。

